

第4次芦屋市総合計画策定方針

1 はじめに

地方自治法第2条第4項に基づき、本市では、昭和46年に芦屋市総合計画（以下「総合計画」という。）、昭和61年に芦屋市新総合計画（以下「新総合計画」という。）、平成13年に第3次芦屋市総合計画（以下「第3次総合計画」という。）を策定し、芦屋国際文化住宅都市の建設を進めてきた。このたび、第3次総合計画の計画期間が平成22年度で終了するため、第3次総合計画の総括と検証を行うとともに次期総合計画を策定する。

2 次期総合計画の名称

次期総合計画の名称を「第4次芦屋市総合計画」（以下「第4次総合計画」という。）とする。

3 計画の役割

第4次総合計画が以下の役割を果たせるよう策定する。

(1) まちづくりの指針

市民、事業者及び行政が協働してまちづくりに取り組めるよう、計画期間に目指すべき市の姿やそれを実現するための施策を明らかにし、その活動の指針としての役割を果たす。

(2) 行政運営の指針

市の確かな将来展望のもと、長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針としての役割を果たす。

(3) 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、市の将来像やまちづくりの目標等が尊重され、相互調整を図るための指針としての役割を果たす。

4 計画の構成と期間

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想

市のまちづくりの最高理念であり、目指すべき将来像やその達成に向けたまちづくりの目標等を明らかにするもの。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までとする。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画で、実施計画の基礎となるもの。

基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)まで、後期を平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までとする。

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を効率的に実施するために具体的な事務事業を明らかにし、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画で毎年度の予算編成の指針となるもの。

実施計画の期間は5年とし、1年を経過するごとに検討を加え、更に5年間の計画として策定するものとする。

5 策定の視点・考え方

第4次総合計画は、次の視点・考え方をもって策定する。

(1) 進行管理や検証を見据えた計画の策定

第3次総合計画基本構想では5つのまちづくりの目標を掲げ、その理念と10年間で取り組むべき方向性を表わしているが、10年後、具体的にどのような状態を目指すかが明確になっていない。基本計画においても、施策を進める上での方向性を表しているが、具体的な目標が明らかにされていないため進捗状況が把握しにくくなっている。

このため、第4次総合計画では次のことに取り組む。

ア 目指すまちの姿を明確化

第4次総合計画では、市民、事業者及び行政が、10年後(平成32年)に向かって、共にどのようなまちを目指すのか、まちづくり指標とその目標値を設定する。

イ 定期的・計画的な市民意識調査等の実施

計画策定後の進捗状況を確認し、施策の実施方法等の見直しが行えるよう、計画的な市民意識調査等を検討する。

ウ 施策ごとの市担当組織の明確化

それぞれの施策について責任を持って進める市担当組織を明確にする。

(2) 市民参画による策定

第4次総合計画の策定に当たっては、10年後に目指すまちの姿、まちづくり指標とその目標値を含めた素案を市民参画で作成する。

(3) 策定過程を職員人材育成の機会として位置付け

本市においても団塊の世代の大量退職時期を迎え、策定期間中に多くの管理職が世代交代する。

このため、第4次総合計画基本計画素案の策定過程を職員の人材育成の場として位置付け、基本計画素案を職員参画で作成する。

(4) 将来人口推計と目標人口

人口はまちの将来像を表す指標の一つであり、総合計画と新総合計画では「目標年次における人口」を設定し、第3次総合計画では将来人口を推計してきた。

本市の人口は、平成7年の阪神・淡路大震災で激減したが、その後順調に回復し、平成16年には90,000人を突破した。しかし、平成20年現在では人口増加の勢いは減速してきており、今後、全国的な人口減少、少子・高齢化を迎え、本市においてもこれまでのように人口が増加し続けるとは考えにくい。

このため、第4次総合計画では将来人口を推計するとともに、活力ある芦屋市を維持するためにも目標人口を検討する。

(5) 重要課題・重点課題・リーディングプロジェクト等について

第3次総合計画では基本構想で「直面する重要課題」を掲げているが、基本構想は計画期間が10年のため、この間に本市の情勢は急激に変化し、対応しなければならない重要課題も変化してきている。

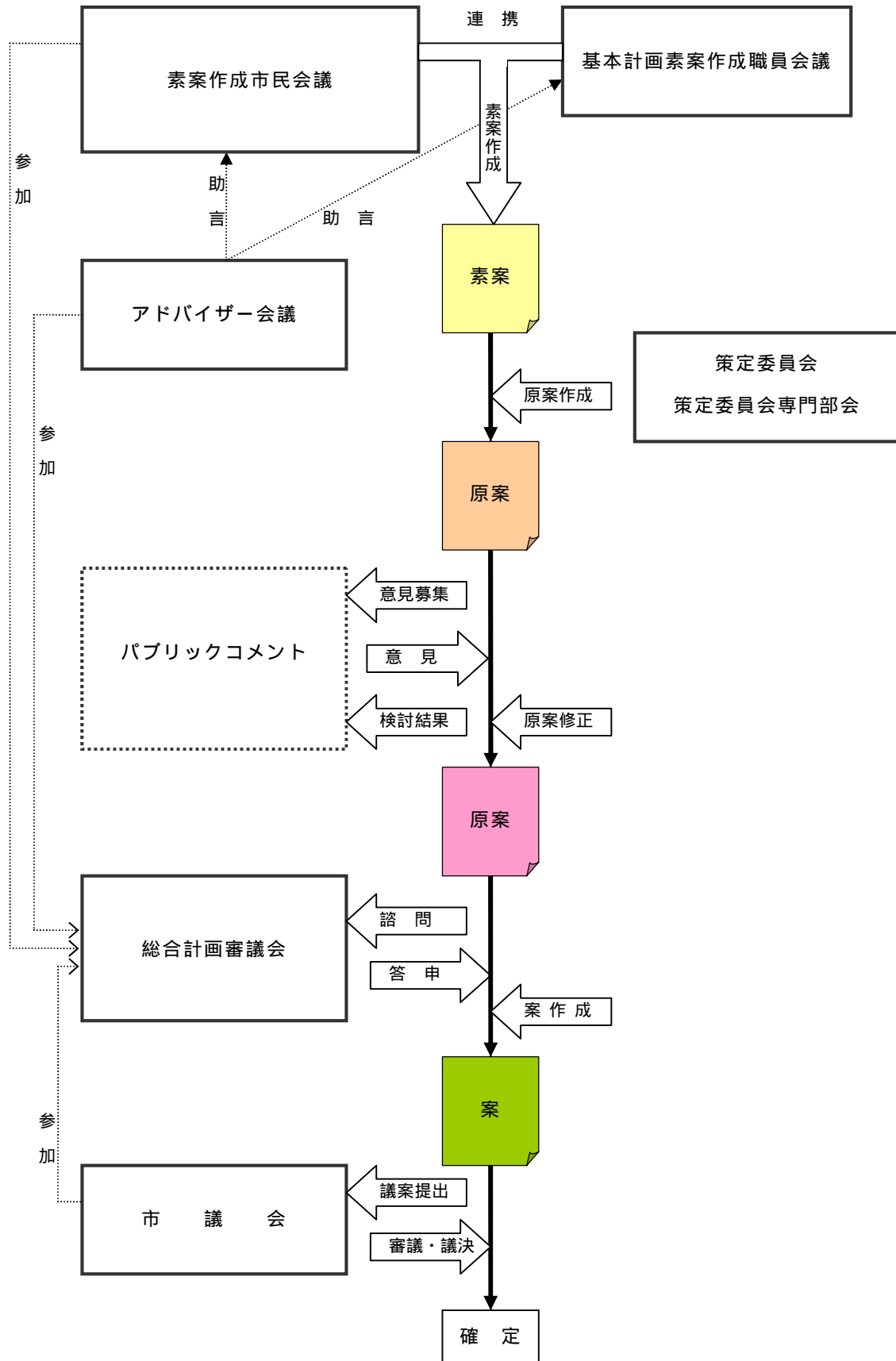
このため、重要課題・重点課題等については5年間の取組として基本計画に位置付ける。

6 策定体制

第4次総合計画は、次の体制で策定する。

- (1) 素案作成市民会議（平成21年度）
40人程度の公募市民委員で構成し、素案を作成する。
幹事会及び6つの部会で構成する。部会構成は6ページ「7 部会構成」のとおり。
- (2) アドバイザー会議（平成21年度）
10人以内の学識経験者で構成し、第3次総合計画の総括と検証及び第4次総合計画素案策定について助言を行う。
- (3) 総合計画審議会（附属機関）（平成22年度）
学識経験者（アドバイザー会議の委員を予定している。）、市議会議員、市民団体の代表者及び特に市長が必要と認める者（素案作成市民会議の各部会で互選された委員を予定している。）で構成し、第3次総合計画の総括と検証とともに、市から諮問された基本構想原案及び基本計画原案について審議する。
- (4) 基本計画素案作成職員会議（庁内組織）（平成21年度）
課長補佐級以下の公募職員及び指名された職員で構成し、素案作成市民会議と連携しながら基本計画素案を作成する。
上記(1)の素案作成市民会議と同様に、幹事会及び6つの部会で構成する。
- (5) 策定委員会専門部会（庁内組織）（平成21～22年度）
各施策を所掌する課の課長で構成し、第3次総合計画の総括と検証及び第4次総合計画策定について協議する。
上記(1)の素案作成市民会議と同様に、幹事会及び6つの部会で構成する。
- (6) 策定委員会（庁内組織）（平成20～22年度）
市長、副市長、教育長及び部長級以上の職員で構成し、第3次総合計画の総括と検証及び第4次総合計画策定について協議する。
- (7) 事務局（平成20～22年度）
総務部（行政経営担当）に設置し、行政経営担当部長、行政経営課長及び主幹（行政経営担当課長）が総合計画策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

< 第4次総合計画策定プロセス図 >



7 部会構成

部会名	分野	所管課	所管部
安全安心部会	防災, 消防, 耐震化, 防犯, 交通安全, 駐車・駐輪, 人権, 平和, 消費生活など	防災安全課, 防災安全担当, 消防本部管理課, 警防課, 通信装備担当, 予防課, 建築指導課, 道路課, 人権推進担当, 上宮川文化センター, 隣保館, 市民参画課, 経済課など	市民生活部 都市環境部 都市計画担当 消防本部など
保健福祉医療部会	保健, 医療, 健康, 地域福祉, 高齢者支援, 障害者支援, 経済的困窮者支援など	健康課, 保険医療助成課, 市立芦屋病院, 救急救命担当, スポーツ・青少年課, 地域福祉課, 高年福祉課, 介護保険担当, 障害福祉課, 生活援護課など	保健福祉部 市民生活部 市立芦屋病院 消防本部 社会教育部など
次世代育成部会	学校教育, 子育て支援, 青少年育成, 愛護など	管理部管理課, 施設担当, 教職員課, 学校教育課, 打出教育文化センター, 健康課, こども課, 保育所担当, 児童センター, スポーツ・青少年課, 青少年愛護センターなど	市民生活部 管理部 学校教育部 保健福祉部 社会教育部など
市民活動部会	コミュニティ, 市民活動, ボランティア活動, 生涯学習, スポーツ, 芸術・文化, 文化財, 男女共同参画, 市民交流など	市民参画課, 生涯学習課, 市民センター, 公民館, 図書館, スポーツ・青少年課, 美術博物館, 谷崎潤一郎記念館, 男女共同参画推進担当, 国際交流担当など	社会教育部 市民生活部など
まちづくり部会	市街地整備, 道路整備, 住宅, 景観, 公園, 緑化, 河川, 海岸, 上水道, 下水道, 環境, 産業など	都市計画課, まちづくり・開発事業担当, 開発指導担当, 都市整備課, 道路課, 街路課, 住宅課, 公園緑地課, 水道部, 下水道課, 下水処理場, 環境課, 環境処理センター, 経済課など	市民生活部 都市環境部 都市計画担当 下水道事業担当 水道部など
行政部会	情報公開, 市民ニーズ, 市民参画, 組織運営, 人事管理, 効率化, 窓口サービス, 収入確保など	文書行政課, 広報課, 行政経営課, お困りです課, 市民参画課, 人事課, 人事担当, 厚生担当, 労務担当, 財政課, 管財・検査課, 契約課, 情報政策担当, 課税課, 収税課, 市民課など	総務部 行政経営担当 財務担当 市民生活部など

幹事会：各部会の部会長及び副部会長で構成する会議

8 策定スケジュール

次ページ「第4次総合計画策定スケジュール」のとおり。

第4次総合計画策定スケジュール

